

- (3) 以上のことからすると、判定医師の医学的・専門的な審査判定に基づき障害の状況を判定した結果、対象児童の障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）別表第三に定める障害の程度に該当しないとして行った本件処分が、違法又は不当なものであるということとはできない。
- (4) 本件処分では明確な理由の提示がされていないが、本件処分は法、施行令及び認定要領に基づいて行われており、行政手続法第8条第1項ただし書において「法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。」とされていることから、理由の提示がされていないことのみをもって、本件処分が違法又は不当であるとは言い切れない。

第4 調査審議の経過

平成31年4月2日	諮問書の受領
平成31年4月3日	審査請求人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：4月17日 口頭意見陳述申立期限：4月17日
平成31年4月18日	第1回審議
平成31年4月22日	審査会から処分庁に対し資料の求め（回答書：平成31年4月26日付け子家第1374号）
令和元年5月30日	第2回審議
令和元年6月21日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第2条 この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

2-4 (略)

5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

第1条 (略)

2 (略)

3 法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第三に定めるとおりとする。

別表第三 (第1条関係)

1級	一一八 九 十・十一	(略) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの (略)
2級	一一十四 十五 十六・十七	(略) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの (略)

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について (抜粋)

別紙 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領

1 この要領は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (中略) 別表第三に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。

2 障害の認定については、次によること。

(6) 各傷病についての障害の認定は、別添1「障害程度認定基準」により行うこと。(後略)

3 障害の状態を審査する医師について

(1) 都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと。

別添1 特別児童扶養手当 障害程度認定基準

第10節 心疾患

心疾患による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

心疾患については、次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
-------	-------

1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

(後略)

2 認定要領

(7) 心疾患の検査での異常検査所見を一部示すと、次のとおりである。

区分	異常検査所見
ア	LevineⅢ度以上の器質的雑音が認められるもの
イ	安静時の心電図において、0.2mV以上のSTの低下もしくは年齢に見合わない異常陰性T波の所見のあるもの
ウ	負荷心電図などで明らかな心筋虚血所見があるもの
エ	胸部X線上で心胸郭係数60%以上又は明らかな肺静脈性うっ血所見や間質性肺水腫のあるもの
オ	心電図で明らかな右室肥大、左室肥大または両室肥大所見があるもの
カ	心電図で、重症な頻脈性又は徐脈性不整脈所見のあるもの
キ	体心室(体血圧を維持する心室)の駆出率(EF)40%以下のもの
ク	BNP(脳性ナトリウム利尿ペプチド)が200pg/mL相当を超えるもの
ケ	重症冠動脈狭窄病変で左主幹部又は右冠動脈(S1から3)に50%以上の狭窄、あるいは、3本の主要冠動脈に75%以上の狭窄を認めるもの
コ	心電図で陳旧性心筋梗塞所見があり、かつ、今日まで狭心症状を有するもの
サ	経皮酸素飽和度が90%以下であるもの

(後略)

(8) 心疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

一般状態区分表

しくない程度の運動。パートナーがいれば楽に会話ができる程度の運動《強い運動》同年齢の平均的児童にとって、息がはずみ息苦しさを感ずるほどの運動。

3 判断

- (1) 上記第5の1の法令等の規定は、心疾患の障害の程度の判定上考慮すべき事情として、各等級に相当すると認められる障害の状態を異常検査所見の有無や一般状態区分表で例示し、その上で「各疾患によって用いられる検査が異なっており、また、特殊検査も多いため、診断書上に適切に症状をあらわしていると思われる検査成績が記載されているときは、その検査成績も参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。」としているところである。
- (2) 本件児童の状態が法令等の規定の要件に該当するかに係る判定医師の判定過程に関して、心疾患の障害等級は、施行令別表第三の1級の九又は2級の十五及び当該障害の認定基準により認定することとなるが、本件診断書によれば、本件児童には障害程度認定基準第10節の2(7)の異常検査所見の○が当てはまるが、障害程度認定基準第10節の2(8)一般状態区分表のアからウのいずれにも該当しないので、障害程度認定基準第10節の2(9)の2級の認定基準を満たしていない。また、具体的な日常生活状況等に関しても、学校生活管理指導表の指導区分の区分が「D(中等度の運動(同年齢の平均的児童にとって、少し息がはずむが息苦しくない程度の運動。パートナーがいれば楽に会話ができる程度の運動)まで可)～E(強い運動(同年齢の平均的児童にとって、息がはずみ息苦しさを感ずるほどの運動)も可)」と判定されていることから、障害程度認定基準第10節2(10)に基づいた総合的判断として、本件児童に係る特別児童扶養手当の資格喪失を決定したと推認される。これらのことから、本件診断書作成時点において、1級及び2級のいずれの障害の程度にも該当しないと判定した本件処分について、違法又は不当であるとはいえない。
- (3) 審査請求人は、本件処分の理由の提示が不十分であると主張するが、上記(1)のとおり、法、施行令、認定要領及び障害程度認定基準において支給要件及び障害の認定基準が明確に定められていること、審査請求人が提出した本件診断書はこれらの基準をふまえて作成されていることを考慮すれば、本件処分の理由の提示が不十分であったとはいえない。
- (4) 以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第4部会

委員（部会長） 松村 信夫

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇